申請等関係事務処理法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可基準並びに標準処理期間等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の２及び第250条の３の規定に基づき、申請等関係事務処理法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可基準並びに標準処理期間等を下記のとおり定める。

記

第１　申請等関係事務処理法人の設立を認可する場合

申請等関係事務処理法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の３第１項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下同じ。）の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

１　申請等関係事務処理法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

（１）名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。

（２）特定地方独立行政法人（法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。

（３）役員については、次に定める基準に適合していること。

ア　役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。

イ　副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。

（４）資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。

ア　申請等関係事務処理法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。

イ　出資が、地方公共団体に限られていること。

ウ　設立団体（法第６条第３項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、申請等関係事務処理法人の資本金の額の２分の１以上に相当する資金その他の財産を出資していること。

エ　出資される財産のうち金銭以外のものの価額が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

オ　移行型地方独立行政法人（法第61条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

（５）公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。

（６）解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。

（７）業務については、法第21条第５号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。

２　関係市町村申請等関係事務処理業務（法第87条の14第１項第２号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。）を行う場合については、その旨を定めていること。

第２　申請等関係事務処理法人の定款の変更を認可する場合

申請等関係事務処理法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

１　関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認められること。

２　申請等関係事務処理法人の定款変更については、第１に定める基準に適合していること。

３　受入地方独立行政法人（法第66条の３第３項に規定する受入地方独立行政法人をいう。）に承継される権利に係る財産の価額は、加入日（同条第１項に規定する加入日をいう。）現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

第３　申請等関係事務処理法人の解散を認可する場合

申請等関係事務処理法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

１　業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由が認められること。

第４　申請等関係事務処理法人の合併を認可する場合

申請等関係事務処理法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

１　業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。

２　申請等関係事務処理法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

（１）吸収合併（法第108条第１項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続法人（同項第１号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）の定款の変更が第１に定める基準に適合していること。

（２）新設合併（法第112条第１項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併設立法人（同項第２号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）の定款が第１に定める基準に適合していること。

第５　標準処理期間

申請等関係事務処理法人の設立、定款の変更、解散及び合併の申請から認可までの標準処理期間は、おおむね30日とする。

第６　申請に必要な書類

１　設立の認可申請に必要な書類

（１）申請等関係事務処理法人設立認可申請書（様式第１－１号）

（２）定款に関する議会の議決書の写し

（３）定款

（４）出資に関する議会の議決書の写し（設立に際し、新たな出資を行う場合に限る。）

（５）承継させる権利に関する議会の議決書の写し

（６）出資財産目録（様式第２号）

（７）申請等関係事務処理法人設立基本計画書（様式第３号）

２　定款の変更の認可申請に必要な書類

（１）申請等関係事務処理法人定款変更認可申請書（様式第１－２号）

（２）定款変更に関する議会の議決書の写し

（３）変更後の定款

（４）定款変更に係る新旧対照表及び理由書

（５）出資財産目録（様式第２号）

（６）申請等関係事務処理法人設立基本計画書（様式第３号）

（７）不要財産等の納付等が確認できる書類（法第42条の２に基づく不要財産の納付等が伴う定款の変更の認可申請を行う場合に限る。）

３　解散の認可申請に必要な書類

（１）申請等関係事務処理法人解散認可申請書（様式第１－３号）

（２）解散に関する議会の議決書の写し

（３）理由書

（４）定款

４　吸収合併の認可申請に必要な書類

（１）申請等関係事務処理法人吸収合併認可申請書（様式第１－４号）

（２）吸収合併に関する議会の議決書の写し

（３）吸収合併存続法人の変更後の定款

（４）定款変更に係る新旧対照表

（５）吸収合併理由書（定款変更の理由を含む。）

（６）出資財産目録（様式第２号）

（７）申請等関係事務処理法人設立基本計画書（様式第３号）

（８）合併前の法人概要（様式第４号）

（９）出資に関する議会の議決書の写し（吸収合併消滅法人（法第108条第１項第１号に規定する吸収合併消滅法人をいう。）から承継する財産以外の財産の出資が伴う場合に限る。）

（10）不要財産等の納付等が確認できる書類（法第42条の２に基づく不要財産の納付等が伴う認可申請を行う場合に限る。）

５　新設合併の認可申請に必要な書類

（１）申請等関係事務処理法人新設合併認可申請書（様式第１－５号）

（２）新設合併に関する議会の議決書の写し

（３）新設合併設立法人の定款

（４）新設合併理由書

（５）出資財産目録（様式第２号）

（６）申請等関係事務処理法人設立基本計画書（様式第３号）

（７）合併前の法人概要（様式第４号）

（８）出資に関する議会の議決書の写し（新設合併消滅法人（法第112条第１項第１号に規定する新設合併消滅法人をいう。）から承継する財産以外の財産の出資が伴う場合に限る。）

（９）不要財産等の納付等が確認できる書類（法第42条の２に基づく不要財産の納付等が伴う認可申請を行う場合に限る。）

様式第１－１号

番　　　　　号

年　　月　　日

大阪府知事　　○　○　○　○　　あて

○　○　市町村長　　○　○　○　○

申請等関係事務処理法人設立認可申請書

地方独立行政法人法第７条の規定により、地方独立行政法人○○○○の設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

様式第１－２号

番　　　　　号

年　　月　　日

大阪府知事　　○　○　○　○　　あて

○　○　市町村長　　○　○　○　○

申請等関係事務処理法人定款変更認可申請書

地方独立行政法人法第８条第２項の規定により、地方独立行政法人○○○○の定款の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

様式第１－３号

番　　　　　号

年　　月　　日

大阪府知事　　○　○　○　○　　あて

○　○　市町村長　　○　○　○　○

申請等関係事務処理法人解散認可申請書

地方独立行政法人法第88条第１項の規定により、地方独立行政法人○○○○の解散の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

様式第１－４号

番　　　　　号

年　　月　　日

大阪府知事　　○　○　○　○　　あて

○　○　市町村長　　○　○　○　○

地方独立行政法人△△△△及び地方独立行政法人□□□□の吸収合併認可申請書

地方独立行政法人法第108条第１項の規定に基づき、地方独立行政法人△△△△と地方独立行政法人□□□□が行う吸収合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

（注）設立団体が複数存在する場合は連名とすること。

（注）「地方独立行政法人△△△△」は、吸収合併により存続する地方独立行政法人名とし、「地方独立行政法人□□□□」は、吸収合併により消滅する地方独立行政法人名とすること。

様式第１－５号

番　　　　　号

年　　月　　日

大阪府知事　　○　○　○　○　　あて

○　○　市町村長　　○　○　○　○

地方独立行政法人△△△△と地方独立行政法人□□□□の新設合併認可申請書

地方独立行政法人法第112条第１項の規定に基づき、地方独立行政法人△△△△と地方独立行政法人□□□□が行う新設合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

（注）設立団体が複数存在する場合は連名とすること。

（注）「地方独立行政法人△△△△」及び「地方独立行政法人□□□□」は、新設合併により消滅する地方独立行政法人名とすること。

様式第２号

出　資　財　産　目　録

Ⅰ　出資総額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

　　　　　　　内　　１　現　金　　　　金　　　　　円

　　　　　　　　　　２　現物出資財産　金　　　　　円

Ⅱ　現物出資財産の内容

[１]土地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 面積 | 価額 | 備考 |
|  | 大阪府　　市　　町　　番地 | ㎡ | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  | ㎡ | 円 |  |

[２]建物

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 所在地 | 構造 | 財産名称 | 面積 | 価額 | 備考 |
|  | 大阪府　　市　　町　　番地 |  |  | ㎡ | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  | ㎡ | 円 |  |

[３]その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称又は種類 | 数量 | 価額 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 | 点 | 円 |  |

（注）

１　この書類には、地方独立行政法人法施行令第１条又は第19条に基づいて評価したことを証明する書類を添付すること。

２　この書類には、土地又は建物に係る出資がある場合には、それらに係る位置図、平面図（縮尺適宜）及び登記簿謄本を添付すること。

様式第３号

申請等関係事務処理法人設立基本計画書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人の名称 |  | 設立団体名 |  | 事務所の所在地 |  |
| 法人の目的 |  |
| 業務の範囲 |  |
| 公告の方法 |  | 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項 |  |
| 法人の沿革 |  |
| 役員等 | 役員会等の設置の有無 | 審議事項 | 備考 |
| 副理事長　　　　理事定数　　人　　　定数　　人監事定数　　人 | （　有　・　無　） |  |  |

（注）

１　「役員等」の欄について

（１）定款の変更により役員数を変更する場合は、定数の予定について変更内容を括弧書きで記入すること。

（２）「役員会等の設置の有無」の項には、どちらかを○印で囲むこと。

（３）「役員会等の設置の有無」の項の括弧中には、役員会等を置く場合のみ具体的な構成委員を記入すること。

（４）「審議事項」の項には、役員会等を置く場合のみ具体的な審議事項を記入すること。

２　この書類には、法人の組織図を添付すること。

様式第４号

合併前の法人概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | （ 吸収・新設 ）合併（ 存続・消滅 ）法人 | （ 吸収・新設 ）合併（ 存続・消滅 ）法人 |
| 法人の名称 |  |  |
| 設立団体名 |  |  |
| 事務所の所在地 |  |  |
| 法人の目的 |  |  |
| 業務の範囲 |  |  |
| 公告の方法 |  |  |
| 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項 |  |  |
| 法人の沿革 |  |  |
| 役員等 | 副理事長　　　定数　　　人理　　事　　　定数　　　人監　　事　　　定数　　　人 | 副理事長　　　定数　　　人理　　事　　　定数　　　人監　　事　　　定数　　　人 |
| 役員会等の設置の有無 | （　有　・　無　） | （　有　・　無　） |
| 審議事項 |  |  |
| 備考 |  |  |

（注）

１　「役員等」の欄について

（１）定款の変更により役員数を変更する場合は、定数の予定について変更内容を括弧書きで記入すること。

（２）「役員会等の設置の有無」の項には、どちらかを○印で囲むこと。

（３）「役員会等の設置の有無」の項の括弧中には、役員会等を置く場合のみ具体的な構成委員を記入すること。

（４）「審議事項」の項には、役員会等を置く場合のみ具体的な審議事項を記入すること。

２　この書類には、法人の組織図を添付すること。